

美唄市自殺対策計画

(第2期)

令和6年度～令和11年度

素案

令和6年3月

美唄市

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	P1
2 計画の位置付け	P2
3 計画の期間	P3
4 計画の基本理念	P3
5 計画の目標	P4

第2章 美唄市における自殺の現状と課題

1 自殺者数の推移	P5
2 自殺死亡率	P6
3 性別・年代別自殺死亡率	P7
4 美唄市における自殺の特徴	P8
5 美唄市の自殺対策について	P9～10

第3章 自殺対策における取組

1 国の自殺対策における基本方針	P11～13
2 美唄市における施策の体系	P14
3 基本施策・重点対象	P15～16
4 生きるを支える関連事業	P17～26

第4章 計画の推進体制

1 推進体制	P27
2 進行管理	P27

第5章 資料編

・自殺対策基本法	P28～33
・美唄市健康づくり推進委員会設置要綱	P34
・美唄市健康づくり市内推進委員会設置要綱	P35～36

※ 資料編は必要に応じて随時資料内容の加除修正を行う場合があります。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

日本における自殺対策は、平成18年の自殺対策基本法制定以降、自殺は「個人の問題」から「社会の問題」との認識が浸透し、自殺者数が全国で3万人台から2万人台に減少するなど着実に成果を上げてきました。

さらに、平成28年「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、総合的かつ効果的に対策を推進する改正基本法施行により、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村は「地域自殺対策計画」を策定することとなりました。

これを受けて、本市も『誰もが、生き心地良く暮らせるまち・びばい』を実現していくことを基本理念とした「美唄市自殺対策計画(計画期間：令和2年から令和5年まで)」を策定し、自殺対策を推進してきました。

しかし、全国情勢は令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会環境が大きく変わり、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことから、以前からの中高年男性が自殺者数の大きな割合を占める状況に加え、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、11年ぶりに自殺者総数が前年を上回りました。さらに令和4年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加したほか、小中高生の自殺者数は過去最多となりました。

こうした状況において、地域自殺対策計画は、地域における「生きる支援」に関連する事業を総動員し、既存事業を最大限生かしつつ、全庁的な取組として市の「生きることの包括的な支援＝自殺対策」を推進する力になるとされています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、「誰にでも起こり得る危機」です。

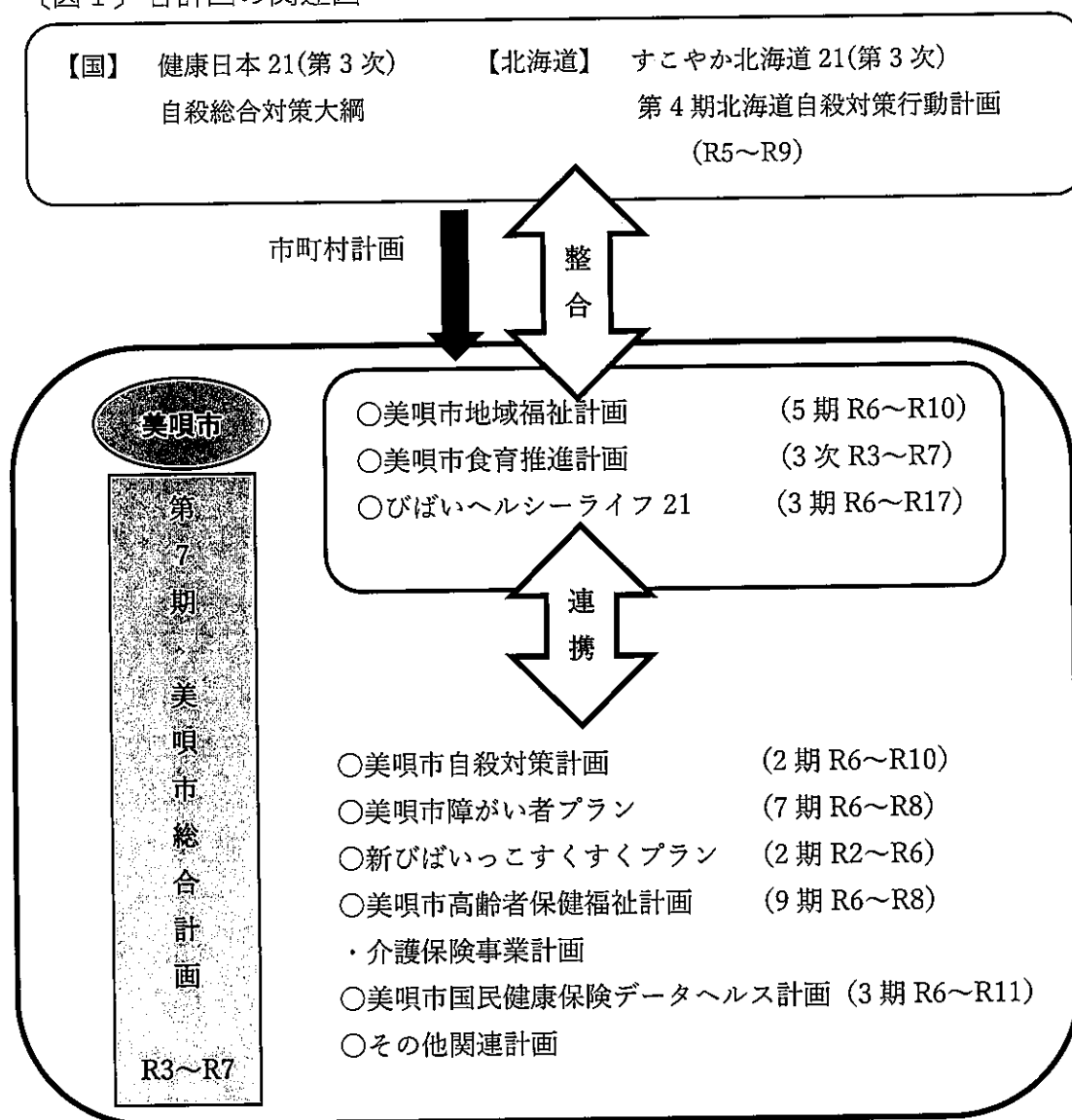
同基本法第3条において、『自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連政策との有機的な連携が図られ「生きることの包括的な支援」として実施されなければならない』とされており、第1期計画の下、市役所全体で取り組んできた自殺対策を更に関係機関・団体との連携や市民の理解を得ながら総合的に推進するために「美唄市自殺対策計画(第2期)」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法改正により、第13条に都道府県自殺対策計画(第1項)及び市町村自殺対策計画(第2項)を定めることが規定されたため、この規定に基づく「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱及び地域の実情を踏まえ、本市における自殺対策関連施策の具体的な展開を示すものです。

〔図1〕各計画の関連図



3 計画の期間

「市町村自殺対策計画」は、国の「自殺総合対策大綱」ではおおむね5年ごとに見直すこととされています。「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引(令和5年6月厚生労働省)により、「地域自殺対策計画を策定・見直す際は、当該地域の健康増進計画や地域福祉計画など他の関連する計画との調和を図ることが必要」とあるため、令和6年度から令和17年度までの計画期間である「びばいヘルシーライフ21(第3期)」の中間評価と本計画の最終評価の時期を合わせ、「美唄市自殺対策計画(第2期)」の計画期間を、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、国の「自殺総合対策大綱」及び「美唄市総合計画」の見直しや社会情勢の変化に対応し、必要に応じて計画の見直しを行う場合があります。

4 計画の基本理念

本計画では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、全庁的な連携の下、関係機関・団体との連携を図りながら自殺対策の取組を推進していくために『誰もが、生き心地良く暮らせるまち・びばい』を実現していくことを基本理念とします。

基本理念

『誰もが、^い生き^{どこちよ}心地良く暮らせるまち・びばい』
の実現

5 計画の目標

国は、「自殺総合対策大綱」において、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和 8 年までに、自殺死亡率(人口 10 万人当たりの自殺者数)を平成 27 年と比べて 30%以上減少させることを自殺対策の数値目標として定めています。

(参考)

国 : 平成 27 年「18.5」 ⇒ 令和 8 年「13.0」以下

北海道 : 平成 28 年「17.5」 ⇒ 令和 9 年「12.1」以下

本市における自殺死亡率は、P.6 の〔表 4〕に表示のとおり、平成 25 年から令和 4 年までの 10 年間の平均が「24.7」となっており、全国及び北海道の数値を上回っています。

本市の取組の目標として、究極的には 0 を目指すべきものですが、国の目標値を踏まえ、本計画を基とした取組推進により、今後 5 年間で少なくとも 30%以上(自殺死亡率「17.3」以下)減少させることを目標値としています。

第2章 美唄市における自殺の現状と課題

1 自殺者数の推移

〔表1〕 美唄市における自殺者数の推移

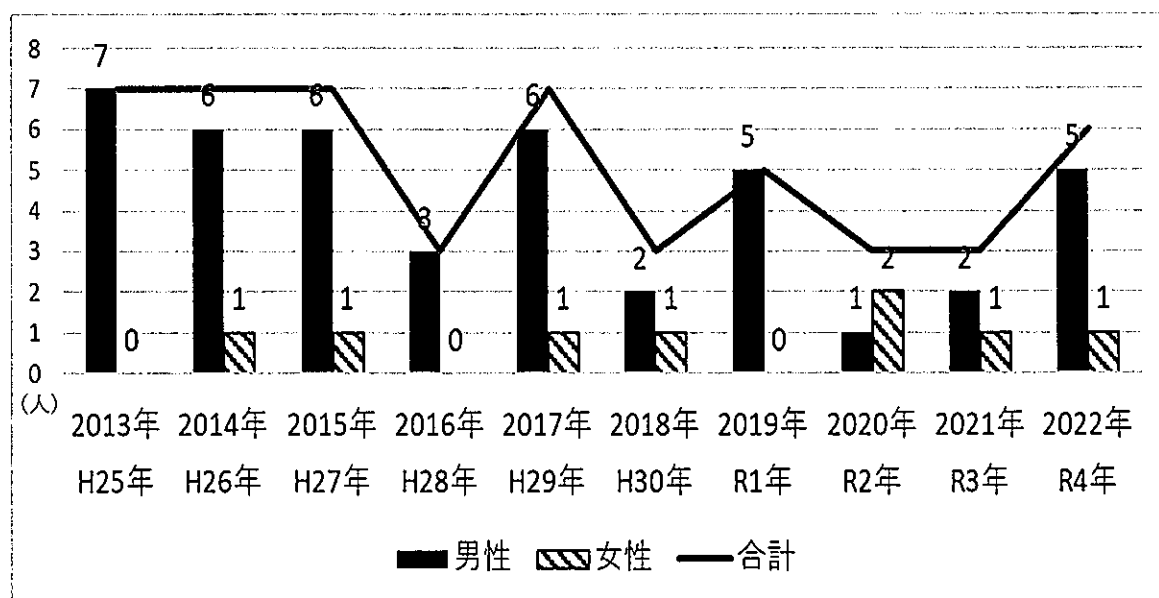
(人)

	2013年 H25年	2014年 H26年	2015年 H27年	2016年 H28年	2017年 H29年	2018年 H30年	2019年 R1年	2020年 R2年	2021年 R3年	2022年 R4年
男性	7	6	6	3	6	2	5	1	2	5
女性	0	1	1	0	1	1	0	2	1	1
合計	7	7	7	3	7	3	5	3	3	6

出典:厚生労働省「自殺の統計(地域における自殺の基礎資料)」

本市における自殺者数の推移を見ると、平成25年以降の自殺者の総数は51人で、男女別では、男性43人、女性8人と男性の割合が高くなっています。自殺者全体で男性が84.3%、女性が15.7%です。全国では、自殺者全体で男性が76.0%、女性24%、北海道では、男性が68.3%、女性が31.7%です。第1期では全国及び全道とほぼ同様の傾向でしたが、本市は、男性の割合が一層高くなっています。平成25年から令和4年までの10年間で自殺者0となった年が無い現状です。

〔表2〕 美唄市における自殺者数の増減動向



出典:厚生労働省「自殺の統計(地域における自殺の基礎資料)」

2 自殺死亡率

〔表 3〕 美唄市における自殺死亡率の推移

(人口 10 万人当たり)

	2013年 H25年	2014年 H26年	2015年 H27年	2016年 H28年	2017年 H29年	2018年 H30年	2019年 R1年	2020年 R2年	2021年 R3年	2022年 R4年
美唄市	28.2	28.6	37.5	12.8	30.8	27	23.2	14.3	14.6	30.0
北海道	22.2	20.7	20.1	18.1	18.1	18.1	17.9	17.9	18.4	18.9
全国	21.1	19.6	18.6	16.9	16.5	16.2	15.7	16.4	16.6	17.4

出典:厚生労働省「自殺の統計(地域における自殺の基礎資料)」

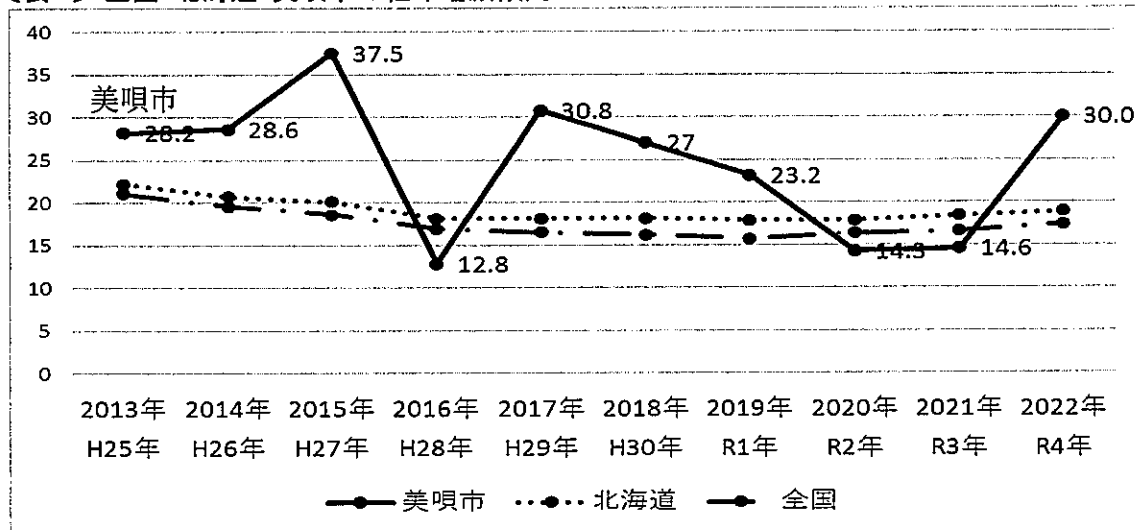
自殺死亡率は、全国及び北海道では〔表 3・表 5〕のとおり、横ばい又はやや増加の現状にあるのに対して、本市は令和 2 年及び令和 3 年は全国及び北海道を下回りましたが、令和 4 年に再び増加に転じています。いずれにしても、〔表 4〕のとおり平成 25 年から令和 4 年までの 10 年間の自殺死亡率の平均が「24.7」であり、全国や北海道の数値を上回っている現状です。これは、全国や北海道同様に新型コロナウイルス感染症による社会的な孤立等の影響が想定されます。

〔表 4〕 過去 10 年間の平均自殺死亡率

	平成25～令和4年
美唄市	24.7
北海道	19.0
全国	17.5

※自殺統計に基づく自殺死亡率(人口 10 万人当たり)
死亡率の基準人口には各年の住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯調査(総務省)を用いた。

〔表 5〕 全国・北海道・美唄市の経年増減傾向



出典:厚生労働省「自殺の統計(地域における自殺の基礎資料)」

3 性別・年代別自殺死亡率

〔表 6〕 美唄市の性別・年代別自殺死亡率（平成 29 年～令和 3 年の 5 か年平均）
（人口 10 万人当たり）

		20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	80歳以上
美唄市	男性	0.0	76.9	0.0	29.7	55.7	33.0	38.7	36.2
	女性	16.7	0.0	0.0	15.9	28.2	20.5	0.0	29.4
全国	男性	3.8	23.9	24.5	26.1	30.6	24.1	27.0	34.4
	女性	2.4	11.42	9.52	10.84	12.7	10.9	13.26	13

出典：地域自殺実態プロフィール【2022】

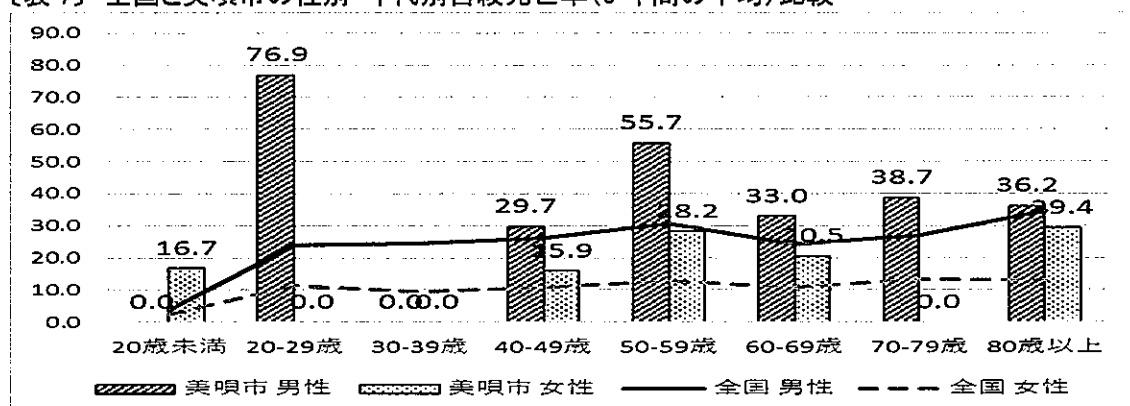
〔表 6〕は、本市の平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間の性別・年代別自殺死亡率の平均値を示したものです。第 1 期の計画では、平成 24 年から平成 28 年までの 5 か年平均は、男女ともに 80 歳以上が各年代で最も高く、次いで、男性は 20～29 歳、女性は 70～79 歳で次に高く、全体的に男女ともに高齢者、男性は青年期で高くなっていました。

平成 29 年から令和 3 年までの 5 か年平均は、男性では、20～29 歳が最も高く、次いで 50～59 歳、70～79 歳、80 歳以上、60～69 歳、40～49 歳となっています。

女性では、依然として 80 歳以上が最も高く、次いで 50～59 歳、60～69 歳、20 歳未満、40～49 歳となっており、男女ともに特定の年代に限らず起きています。様々な背景が複合的に重なり、自殺の危機に至っていることが考えられます。

自殺総合対策大綱によると、全国の自殺者数は依然として毎年 2 万人を超える水準で推移し、男性が大きな割合を占める状況は続いており、さらに、コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性が 2 年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっています。

〔表 7〕 全国と美唄市の性別・年代別自殺死亡率(5 年間の平均)比較



出典：地域自殺実態プロフィール【2022】

4 美唄市における自殺の特徴

平成 29 年から令和 3 年までの過去 5 年間ににおける自殺の実態(自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」)により、自殺者の割合が多い属性(性別・年齢・職業・同居人の有無別)の上位 5 区分が示されています。

また、この属性情報から取り組みが推奨される本市の重点として、『高齢者』『生活困窮者』『勤務・経営』への対応が挙げられています。

背景にある主な自殺の危機経路から、自殺は悩みを抱え追い込まれた末に起こり、必ずしも独居の方が孤立しているわけではなく、社会的な孤立やうつ状態から危機が起こっていることを理解することが重要です。

【表 9】 美唄市における主な自殺の特徴について

	性別	年齢	職業	同居人	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位	女性	60歳以上	無職	独居	4	15.4%	56.9	死別・離別＋身体疾患 →病苦→うつ状態→自殺
2位	男性	40～59歳	有職	同居	4	15.4%	44.5	配置転換→過労→ 職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→ うつ状態→自殺
3位	男性	60歳以上	有職	同居	4	15.4%	41.0	失業(退職)→生活苦＋介護の悩み(疲れ) ＋身体疾患→自殺
4位	男性	20～39歳	有職	同居	3	11.5%	70.5	職場の人間関係/仕事の悩み→ パワハラ＋過労→うつ状態→自殺
5位	男性	60歳以上	無職	独居	2	7.7%	73.3	失業(退職)＋死別・離別→ うつ状態→将来生活への悲観→自殺

出典：地域自殺実態プロファイル【2022】

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順
自殺死亡率の母数(人口)は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計
「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013(ライフリンク)を参考

5 美咲市の自殺対策について

令和2年2月頃から新型コロナウイルス感染症が流行し、計画に掲げていた研修会や地域における取組や活動の自粛はあったものの、可能な限り、庁内横断的な連携を図りながら対策に取り組みました。令和3年以降は、生きづらさを抱えた方や悩みのある方への相談等の対応に加え、関係部署や関係機関との情報共有や検討等庁内横断的な見守りの機能が強化されてきています。

主な対策	2020年度(R2)	2021年度(R3)	2022年度(R4)
自殺対策計画 進捗管理	美咲市自殺対策計画ホームページ掲載		
	美咲市健康づくり庁内推進委員会 (書面開催・11月)実施	美咲市健康づくり庁内推進委員会 (書面開催・2月)実施	美咲市健康づくり庁内推進委員会実施 (集合・10月、2月)
ネットワークの 強化・研修等	自立支援協議会において計画の説明		こころの研修会開催 ※10月の庁内推進委員会合同開催 「みのがさないで心のサイン ～コロナ禍における心の影響」 美咲すずらんクリニック副院長 福場医師
周知啓発	自殺予防週間(9/10～9/16) 広報、ホームページ掲載		
	緊急大臣メッセージ発信 「生きづらさを抱えた方へ」9月・12月ホームページ掲載	・「生きづらさを抱えた方へ」通年ホームページ掲載	
	自殺対策強化月間(3月) 広報掲載		
	相談先一覧作成、配置		
その他		(関係機関ケースの情報共有、ケース検討等) ※各課のケース部会や要保護児童対策協議会等以外の会議 (例) ・80歳50歳家庭の支援 ・要介護の親、障害のある子の家庭支援 ・迷惑行為と近隣からとらえられている家庭支援 ・何らかの精神疾患をもつ親と未成年のいる家庭の支援 等 ◎ R4年度は、実際に横断的にケース支援や見守りを強化し支援体制を構築	
国や北海道の 変化や動き	※北海道 10月～LINE相談開始		令和4年10月14日閣議決定 新たな自殺総合対策大綱 ①こども若者の自殺対策の更なる推進・強化 ②女性に対する支援の強化 ③地域自殺対策の取組強化 ④総合的な自殺対策の更なる推進・強化

(1) 第1期美唄市自殺対策計画における課題

- ◆ 自殺対策(ゲートキーパー機能等)の強化、「気づき、見守り、つなぐ」仕組みづくり
- ◆ 自殺対策計画に基づき、庁内の横断的な連携とともに、庁内外の社会資源とのつながりや連携の維持
- ◆ 若者支援への取組の構築、壮年期男性、壮年期・高齢期女性への対策強化

(2) 今後の方向性

自殺で亡くなられた方の社会的孤立等の背景や現状を受けとめ、ポストコロナにおいて、悩みや不安を声に出し相談することの大切さを市民に周知啓発していきます。さらに、治療の有無にかかわらず、メンタルヘルスの不調を根底に抱え生きづらさ・悩みを抱えた方に気づき・キャッチできる相談力と関係機関につなぐ、つながる「ゲートキーパー機能」を強化し、誰も自殺に追い込まれることのない、誰ひとり取り残さない共生型社会の構築の実現を目指します。

また、健康増進計画「びばいヘルシーライフ 21(第3期)」の計画策定と同時に本計画の策定を進行し、美唄市健康づくり推進委員会と美唄市健康づくり庁内推進委員会を連動させながら取り組みます。

第3章 自殺対策における取組

1 国の自殺対策における基本方針

令和4年10月14日に、閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえて取り組めます。

自殺総合対策の基本理念は「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」とされ、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因(過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等)」を減らし、「生きることの促進要因(自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるものです。

国は、以下の6つを「自殺対策の基本方針」とします。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

世界保健機関(WHO)が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」と明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっています。

このため、自殺対策を生きることの包括的な支援として、自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守りながら展開します。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。

自殺を防ぎ、自殺に追い込まれつつある人が、安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、様々な分野の施策、人々や組織は密接に連携する必要があります。

このため、様々な分野の生きる支援に当たる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

- ① 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- ② 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携等の「地域連携レベル」
- ③ 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺は誰にでも起こり得る危機という認識を醸成していきます。危機に陥った人の心情や背景への理解を深め、危機に陥った場合は援助を求めることが、共通認識となるように普及啓発を行っていきます。

「死にたい」と考えている人の心の中では、「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良等自殺の危機を示すサインを発していることが多くなっています。

このため、追い込まれた人の危機的なサインに気づき、医療を始めとする専門家につなぎ、見守っていけるよう、広報活動や教育活動等に取り組んでいく必要があります。

(5) 役割を明確化し連携・協働を推進する

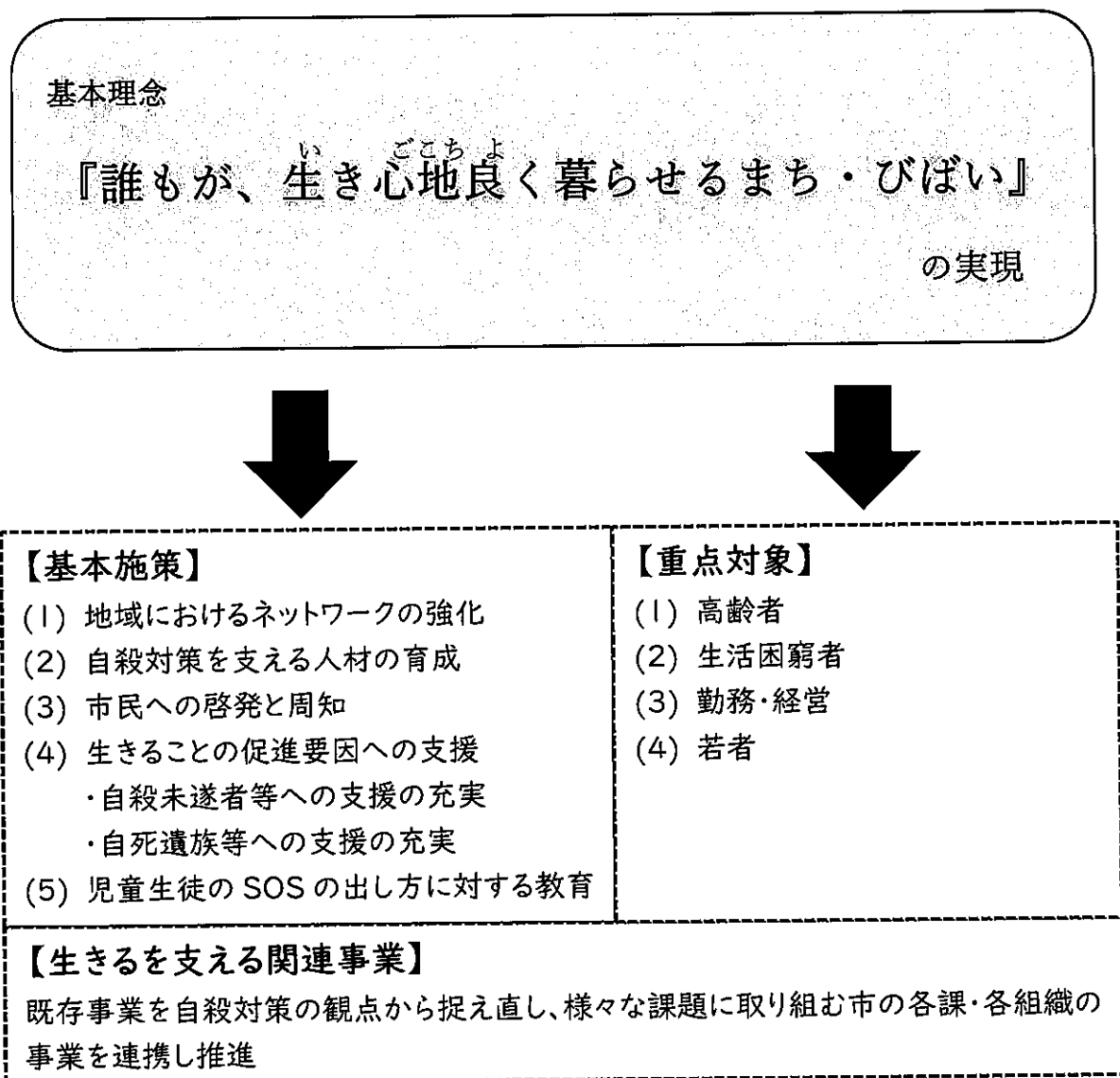
「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人一人と連携・協働し、一丸となって自殺対策を推進することが必要です。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策基本法第 9 条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組ま

2 美唄市における施策の体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が共通して取り組むべき【基本施策】と、本市の自殺の実態を踏まえてまとめた【重点対象】、さらに、本市において既に行われている様々な事業を【生きるを支える関連事業】と位置付け、包括的・全庁的に自殺対策を推進します。



3 基本施策・重点対象

(1) 地域におけるネットワークの強化

- ・生きる支援に関する市役所内各所属が相互に、さらに関係機関・団体とも連携を図ります。
- ・美唄市健康づくり推進委員会及び美唄市健康づくり庁内推進委員会、並びに美唄市自立支援協議会等とのつながりを強化していきます。
- ・市民の様々な相談、窓口の対応等により、関係機関との情報共有やケース検討が必要な際は、適時連携を図り重層的な支援体制を推進していきます。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

- ・サポートや支援が必要な対象への理解を深め、対応のスキルアップを図るとともに、関係機関・団体や地域との連携促進が必要なことから、自殺リスクの高い方の早期発見と早期支援のため、追い込まれた心理的な危機サインに気づき、傾聴し、見守り、相談機関につなげる仕組みとして、健康づくり組織を始め、地域、企業、関係職種等を対象に、ゲートキーパー(※)研修会等の学習会を開催していきます。

※ 「ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことを言う。」：厚生労働省ホームページから

(3) 市民への啓発と周知

- ・自殺対策基本法に規定される9月の自殺予防週間(9月10日から16日まで)及び自殺対策強化月間(3月)に、国、市町村、団体等と連携した啓発事業等を実施し、市民一人一人の自殺のサインへの気づきや適切な対処方法等の理解促進とともに「自殺は誰にでも起こり得る危機」という認識の醸成を図ります。
- ・ご本人や家族、知人等身近な方も含め、悩みや不安を抱えた方が、相談先につながれるよう、広報紙や市のホームページ、美唄アプリを活用し、国や北海道の相談先を始め、市内の医療機関や相談機関の周知啓発を図ります。
- ・市民が訪れる各種申請窓口等にリーフレットやポスター等を設置・配置し、正しい知識を得ることや心の健康の大切さについての理解が進むよう普及啓発を図ります。

(4) 生きることの促進要因への支援

- ・生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすという双方の取組の推進を図ります。良好な睡眠やストレスと上手に付き合う考え方、方法、ストレスチェック等について周知啓発を図ります。
- ・自殺未遂者、自死遺族等への支援について、管轄の保健所と連携し、現状を把握するとともに、救急や医療、北海道、保健所等と情報共有の機会を設け、必要な対策や取組について検討していきます。

(5) 児童生徒の SOS の出し方に対する教育

- ・児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付け、必要な時に S O S を出すことができるよう教育の推進を図ります。
- ・学童思春期の子どもたちを対象に、「いのち」を育む健康教育の取組を推進していきます。
- ・児童生徒の SOS に関連する研修会等に参加し理解の促進を図ります。

◆重点対象「高齢者(男女)」

保健、医療及び福祉等関係機関との連携を促進し、病気の苦しみ、様々な悩みや不安によって心理的に追い込まれることを防ぎ、早期に相談先につながるができる支援とともに、様々な要因から高齢者の変化しやすいメンタルヘルスについて、市全体で理解を深められるよう周知啓発を図っていきます。

◆重点対象「働き世代の青壮年期(男女)」

家族関係、職場など所属する中での悩みや不安、心身の不調や病気などをきっかけに心理的に追い込まれ「うつ状態」となるプロセスから、周囲が気付き、見守り、声かけ、つなぐ「ゲートキーパー機能」の強化とともに、職域や企業、子育て世代の集まる機会等を通して、心の変化やストレスとの上手な付き合い方、睡眠に関する情報等の健康教育やポスターの掲示、ホームページ等を活用し周知啓発を図ります。

4 生きるを支える関連事業

基本施策・重点施策（★）

- ① 地域におけるネットワークの強化
- ② 自殺対策を支える人材の育成
- ③ 市民への啓発と周知
- ④ 生きることの促進要因への支援
- ⑤ 児童生徒のsosの出し方に対する教育
- ★⑥ 高齢者対策
- ★⑦ 生活困窮者対策
- ★⑧ 無職者・失業者対策
- ★⑨ 新こども・若者

ここでは、美唄市の事業を整理し、主な事業を掲載しています。

進捗管理において、関連事業を精査し、随時修正を行います。

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
事業名	事業内容等	「生きるを支える」 視点からの事業の捉え方		ネットワーク	人材育成	啓発・周知	生きる支援	児童生徒SOS	高齢者	生活困窮者	無職・失業者	新こども・若者	担当部署
(1)研修等													
健康づくり啓発事業～自殺対策事業	(1)こころの健康づくりに関する健康教育の実施～職域・各老人クラブ等へのうつ予防・睡眠について (2)こころの研修会(ゲートキーパー研修会)の開催 (3)関係機関との連携(保健所・消防等) (4)周知啓発(メロディ掲載・チラシ配布) (5)健康相談(随時)	悩みを抱えた方の相談に応じ、必要時医療や専門機関へつなぐ。 美唄市における悩みを抱えた方の危機的なサインを見逃さない視点を市民及び関係機関等が理解し、必要時、専門機関や相談につなぐ役割を担える人を増やしていく。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	健康推進課
職員研修事務	美唄市職員研修規程及び美唄市研修計画に基づく職員研修の実施。 ・職場外研修 ・職場研修 ・自主研修	ゲートキーパー研修など自殺対策に関する研修を行うことで、市民対応のある職員だけではなく全職員が、様々な問題を抱えた人々に適切に関わり、気付き役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。		○	○								総務課
人事管理一般事務	職員の精神面及び身体面の健康の維持増進を図る。 ・各種健診の実施 ・ストレスチェックの実施 ・メンタルヘルスケア相談の実施	ストレスチェックを実施し、職員にストレスの状況について気付きを促すほか、職員や上司がメンタルヘルスケア相談することにより、メンタルヘルスの予防や不調者の早期の発見につながるとともに、職場環境の改善につながる。		○									総務課
民生児童委員活動事業	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施。	ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気付き役やつなぎ役の役割を担えるようになる。	○	○		○		○	○	○			地域福祉課
身体障害者相談員	道より委託された障害者相談員による相談業務。	障がいを持って地域で生活している方は、生活上の様々な困難に直面する中で、自殺リスクが高まる場合もある。相談員を対象にゲートキーパー研修を受講してもらい、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気付き役やつなぎ役の役割を担えるようになる。	○	○		○							地域福祉課

事業名	事業内容等	「生きるを支える」 視点からの事業の捉え方	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担当部署
			ネット ワーク	人材育 成	啓発・周 知	生き る支 援	児童生 徒SOS	高 齢者	生活困 窮者	無職・失 業者	新こ ども・若 者	
子育て地域さ えあい事業	・びばいせわすきせわやき隊の活動支 援(事務局) ・ファミリーサポートゆりかごの活動支 援、提供会員の養成 ・子育てサポータースキルアップ講習 ・子どものいる風景フォトコンテスト開催 (主催) ・ビバおななしフェスティバル開催(事務 局)	会員にゲートキーパー研修を受講してもら うことで、子育てに関連する悩みや自殺リス クの把握についての理解が深まり、必要時 には専門機関や支援につなげるなど、気づ き役やつなぎ役の役割を担えるようになる。	○	○		○						こども未来課
(2)相談・申請・手続等												
地域生活支援 事業	相談の内容や福祉サービスの申請内容 に基づき、障がいの状況調査等を実施 し、必要なサービスの支給可否を決定す る。 相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生 活用具等給付事業、移動支援等事業、日中 一時支援事業、自動車運転免許取得・改造費 補助事業、障がい者区分認定調査、障がい者 自立支援協議会等	相談を通じて本人や家族の負担軽減を図る ことで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。 申請に際し、当事者や家族等との対面で応 対する機会を活用することで、問題の早期 発見・早期対応への接点になり得る。	○									地域福祉課
障がい者福祉 サービスに関 する事務 各種手帳申 請・交付受付 事務(身体障害 者手帳、療育 手帳、精神障 害者保健福祉 手帳)	・介護給付 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、 同行援護、重度障害者等包括支援、短 期入所、療養介護、生活介護、地域定 着、施設入所支援、相談支援 ・訓練等給付 自立支援、就労移行支援、就労継続支 援(A型・B型)、共同生活援助、就労定 着支援 ・補装具給付 ・自立支援医療(更生・精神通院) 障がいを証明するための手帳の申請・ 交付受付		○									地域福祉課
障がい者虐待 の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口 の設置。	虐待の背景に潜む問題への対応や環境調 整等の取組を実施することにより、地域にお ける自殺の発生リスクの低減を図る。	○		○	○						地域福祉課
障がい者相談 支援事業	サービス等利用計画書等の作成及びモ ニタリング調査の実施。	本人や家族に対する相談対応を通じて、自 殺リスクの高い方の早期発見と対応に努め るとともに必要に応じて関係機関と連携し、 支援を行う。	○		○	○						地域福祉課
基幹相談支援 センター運営 事業	障がい者等の生活相談や支援事業者 間の仲介的な役割機能。	生活相談を受ける機関として、悩み、課題な どを通じて自殺リスクを感じる方にアプロ ーチできる。	○			○		○	○	○		地域福祉課
中核機関(成年 後見支援セン ター)運営事業	判断能力に支障ある方への財産保全、 権利擁護に関する相談窓口の機能。	認知機能の低下に伴い、自殺願望等の発生 を見極める機関となり得る。	○			○		○	○	○		地域福祉課
成年後見制度 利用支援事業	判断能力が不十分な高齢者等の権利 や財産を守るために、申し立ての支援・ 費用、援助者に対する報酬の助成を行 う。	適切な援助者が判断不十分な高齢者等の 権利を守り、必要な社会資源につなげるこ とで、地域で自立した生活を送ることがで きる。	○			○		○				地域包括ケ ア推進課

事業名	事業内容等	「生きるを支える」 視点からの事業の捉え方	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨									担当部署
			ネット ワーク	人材育 成	啓発・周 知	生 きる 支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮 者	無 職・失 業 者	新 こ ど も・若 者	
生活困窮者自立支援事業 ・相談支援 ・住宅確保給付金 ・就労準備支援	生活困窮者からの相談を受け、生活困窮者のニーズに応じた支援を計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連携を図り、自立に向けた取組を行う。	生活困窮に陥っている方と自殺のリスクを抱えた方とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策の連動が重要であると指摘されている。そのため、関連事業に関わるスタッフ向けの合同研修会を行ったり、共通の相談票を導入するといった取組を通じて、両事業の連動性を高めていくことが重要である。 住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失の恐れや不安は自殺リスクを高めることになりかねない。住居問題を抱えている人は自殺のリスクが高まることが少なくないため、自殺リスクが高い集団にアプローチする窓口、接点となり得る。	○			○			○	○		地域福祉課
生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援)	一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	就労することに困窮を抱えている方は、生活の問題やその他総合的な問題も抱え、自殺リスクが高まる場合もある。必要に応じて、本事業における就労支援と自殺対策事業とを連動、連携させることにより、有効な自殺対策(生きることの包括的支援)にもなり得る。	○			○			○	○		地域福祉課
家庭児童相談事業	・18歳未満の児童のいる家庭、児童に関わる相談について、助言・指導等を行う。 ・美唄市地域ケア会議「子育て部会」(美唄市要保護児童対策地域協議会)の運営 ・関係機関(児童相談所、学校等)との連携による各家庭、児童に係わる個別ケース検討、協議及び助言、指導 ・子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童養護施設等で一定期間児童を養育(児童の預かり:市内の里親、児童養護施設に委託)	虐待事案の早期発見や対応と合わせて自殺のリスクの把握に努め、他機関との連携を促進し、保護者等への支援を含めた各種取組を実施する。	○			○	○				○	こども未来課
障がい児居宅生活支援費給付事業	心身に障がいのある児童が、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に、在宅生活の援助や社会に適応するための日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要なサービスを受ける。障がい等のある児童や家族に対し、情報の提供や相談等による支援を行う。 「サービス内容」 ・介護給付サービス～居宅介護、短期入所、行動援護 ・通所支援～児童発達支援、放課後等デイサービス ・地域生活支援事業～日中一時支援、移動支援	相談を通じて本人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。申請に際し、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	○			○						こども未来課
助産施設事業	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し支援を行う。	申請に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	○			○			○			こども未来課

事業名	事業内容等	「生きるを支える」 視点からの事業の捉え方	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担当部署
			ネット ワーク	人材 育成	啓発・周 知	生 きる 支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮 者	無 職・失 業 者	新 こ ど も・若 者	
児童扶養手当 等支給事業	児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給等に関する申請等を受理し、手当の支給や進達事務を行い、対象家庭の生活の安定が図られている。	申請に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	○			○			○			こども未来課
母子・父子家 庭等支援事業	・相談事業～母子自立支援員が母子・父子・寡婦等の様々な相談・支援を行うことでひとり親が抱える課題に対し寄添った支援を行う。 ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業～母子、父子、寡婦世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、児童の福祉増進することを目的とする。 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金～ひとり親家庭の親が経済的自立をするため資格取得の講座を受講し、終了した場合に経費の一部を支給し、資格取得の負担を軽減する。 ・母子・父子家庭に対し、抱えている問題に必要な情報提供を行う。	相談者の中では、生きづらさを抱え、自殺リスクの高い方もいる。相談の際に問題を把握し、適切な支援機関につなぐ機会にもなり得る。	○			○			○			こども未来課
介護保険事業 介護保険給付 事業	介護を必要とする状態になった場合に、要支援・要介護認定を受け、適切なサービスを受ける。	介護は本人、家族にとって、心身ともに負担が大きく、介護負担によっては、本人、家族の生命に影響を及ぼす危険もある。介護サービスの利用が介護負担の軽減につながり、サービス提供が見守りの目にもつながる。	○					○				地域包括ケ ア推進課
地域包括支援 センター事業	要支援者の介護予防サービス利用のための相談、総合相談。	地域の高齢者とその家族が介護予防サービス等を利用しながら、自分のできる能力を維持し、住み慣れた地域で自立した在宅生活を送ることができる。	○					○				地域包括ケ ア推進課
親子の健康づ くり事業	(1)直接的支援活動(訪問、電話や来所相談) (2)健康教育・啓発活動 (3)関係機関連携支援活動 (4)他課会議の出席、参加	育児負担や生活への不安など保護者の悩みへの対応に努めるとともに必要に応じて関係機関との連携を図り支援を行う。また子育てを前向きに楽しめるよう予防的な気軽な相談できる環境を整える。	○	○	○	○	○				○	健康推進課
中高年健康づ くり事業	(1)健康手帳 (2)健康相談 (3)健康教育 (4)訪問指導	健康相談を通し、心身の異変の早期発見に努め、不安や悩みに対応、必要時関係機関と連携し、専門機関の紹介を行う。うつ予防のための情報を健康教育や媒体を通して提供する。職域においてもストレス対策などメンタルの健康増進を図る。			○	○		○	○	○	○	健康推進課
「いじめ」に関 するアンケート 調査	全児童・生徒を対象に「いじめ」に関するアンケート調査を行い、書かれたことについては学年担任を中心に内容を確認し、面談を行い対応する。状況結果をまとめ、分析する。	いじめは、児童生徒の自殺リスクを高める要因の一つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子供が周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童生徒の自殺防止に寄与し得る。	○		○		○					教育委員会
スクールカウ ンセラー派遣事 業	様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したするなど多様な支援法を用いて課題解決への対応を図る。	様々な課題を抱えた児童生徒自身及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。スクールカウンセラーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	○				○					教育委員会

事業名	事業内容等	「生きるを支える」 視点からの事業の捉え方	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨									担当部署
			ネット ワーク	人材育 成	啓発・周 知	生 きる 支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮 者	無 職・失 業 者	新 こ ど も・若 者	
スクールソーシャルワーカー活用事業	様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したするなど多様な支援法を用いて課題解決への対応を図る。	様々な課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定される。スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援は児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	○				○					教育委員会
子どもテレホン相談・子ども悩みごと相談	テレホン相談(電話)、悩みごと相談(面接)、メール相談の窓口を設置し、子どもたちからの相談を受けている。相談に応じて、他の専門機関に連絡照会するなどして課題解決への対応を図る。	相談内容として自殺のリスクを抱えている場合もあり得るため、主訴を受けとめるとともに、不安や悩みに対応し、必要に応じて専門機関と連絡照会などを行い、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。			○	○	○					教育委員会
子ども医療費助成事業	保険証により医療を受ける18歳までのお子さんの、入院及び通院(調剤含む)の自己負担金を市で助成。 受給者証提示により医療機関での窓口負担の原則無償化。	0～18歳までの医療費無償化により、重症化する前の早期の医療機関受診機会が創出されること、また、子供の疾病に対する親御さんの悩みのうち、少なくとも経済的な部分での悩みを持たなくてもよくなること。				○			○			市民課
市税賦課徴収事務	地方税法又は各種保険法並びに各種関係条例の規定に基づき、市税や各種保険料の賦課徴収を行い、自主財源の確保に努める。	市税等を滞納する方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性があることから、納税相談等で相談があった場合には、「生きることを支える支援」のきっかけと捉え、様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。徴収担当職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	○						○	○		税務課
特別障がい者手当等支給事業	精神・身体に障がいがあり、常時介護を必要とする方への手当支給。	手当の支給対象となる方の中に自殺リスクの高い方がいた場合には、他機関への紹介を行う。	○									地域福祉課
水道事業	安全で安心できる水道水の安定的な供給を行ない、水道水の使用者から水道料金の賦課徴収を行い、健全な事業運営を行う。	料金滞納のほとんどの方が生活困窮者や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる。 生活困窮者等の支払相談は継続的に行うなど、滞納の不安を少なからず解消する事で、支えられる可能性がある。				○			○	○		上下水道課

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
事業名	事業内容等	「生きるを支える」 視点からの事業の捉え方									担当部署
(3)必要時利用可能な事業等											
生活保護扶助 事業	資産や能力等全てを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する。	生活保護受給者は、受給していない方に比べて自殺のリスクが高いため、本人や家族の問題状況を把握し、各種相談・支援を提供することで、そうした方々へのアプローチの機会となり得る。	○			○		○	○	○	地域福祉課
子育て支援センター管理運営事業(こども療育広場事業)	市町村子ども発達支援センター事業として ・就学前児童の発達相談、個別指導 ・関係機関事業への協力(1歳6カ月、3歳児健診、教育支援委員会、特別支援教育連携協議会) ・関係機関の研修、地域住民への啓発を兼ねた地域ケア会議子育て部会療育講演会の開催 ・就学相談コーディネート ・発達支援ネットワークの構築(市内保育所、幼稚園、民間事業所訪問や民間事業との情報交換)	療育を必要とする児と家庭は、様々な悩みを抱えていることが多いことから、保護者に対する相談対応を通じて、自殺リスクの高い保護者の早期発見と対応に努めるとともに、必要時には適切な機関へつなぐなどの接点することができる。	○			○	○				こども未来課
子育て支援センター管理運営事業(子育ての広場運営事業)	・子育ての広場(月～金10:00～16:30月1回休館) ・子育て親子の交流、子どもの年齢や発達に応じた遊びの提供 ・子育てに関する情報提供、相談、助言 ・親子チャレンジプログラム(幼児向け制作、リズム遊び、運動遊び、親子クッキング、畑づくりや収穫、親子遠足、季節のお楽しみ会など)を月に3～4回程度開催 ・子育てママリフレッシュ講座、食育講座、はみんぐ際の開催 ・地域支援(認可保育所、認定こども園、私立幼稚園との交流) ・移動支援(へき地保育所との交流、助言、指導) ・子育てサークル等の活動支援(主に活動場所の提供) ・ひがしふくし広場(東福祉会館)の開設月1回	周囲に親戚・知人がいない場合、不安や心配を相談できず、自殺のリスクが高まる恐れがある。保護者が集い交流できる場を設けることでそうしたリスク軽減に寄与し得る。また、必要時には適切な機関へつなぐ等の接点として機能させることができる。	○			○					こども未来課
保育所等に関する事業 ・市立保育所管理運営事業	・親が安心して働くことができ、子どもが健やかに育っていく ・保育を必要とする子どもに保育を提供する(保育所保育指針) ・地域における子育て支援を実施し、子育て相談や親子のふれあい集う場の提供を行い、地域社会全体で子育てを支援する体制を構築する	申請に際して、当事者や家族等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。また、保育所の保育士等と連携して支援を行う。	○			○	○				こども未来課

事業名	事業内容等	「生きるを支える」 視点からの事業の捉え方	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担当部署
			ネット ワーク	人材育 成	啓発・周 知	生き る支 援	児童 生徒 SOS	高 齢 者	生 活 困 窮 者	無 職・失 業者	新 こ ど も・若 者	
・へき地保育 所管理運営事業	へき地における保育を要する児童に対し、必要な保育を行い、もってこれらの児童の福祉の増進を図る。	申請に際して、当事者や家族等と対面に対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。また、保育所の保育士等と連携して支援を行う。	○			○	○					こども未来課
・一時保育事業	女性の就労の多様化に伴う非定型保育や保護者の病気等による一時的な保育需要に対応することを目的とする。安心して子育てができる環境の一つとして、ニーズが高まっている。		○			○	○					こども未来課
・障がい児等 保育事業	保育を必要とし、かつ、心身に障がいを持つ児童を保育所に入所させ、適切な配慮の下に健常児と集団保育することにより、心身の健全な成長発達を促進することを目的とする。 保護者の就労の保障となるばかりでなく、児童においても集団生活を経験することで社会性を見につけ、その成長に著しい変化が得られる。		○			○	○					こども未来課
・病児保育室 管理運営事業	病気やけがにより通常保育施設での集団保育が困難で、かつ保護者の勤務等の都合により一時的に家庭での保育が困難な幼児を対象に、保育士及び看護師を配置した病児保育室において保育・看護を行う。 子育て中の保護者の安心感を担保するためのセーフティネットとして、安心して子育てができるまちの保育環境を提供することができる。		○			○	○					こども未来課
認定こども園 管理運営事業	・親が安心して働くことができ、子どもが健やかに育っていく ・保育を必要とする子どもにも教育を希望する子どもにも教育及び保育を一体的に提供する(幼稚園教育要領・保育所保育指針) ・地域における子育て支援を実施し、子育て相談や親子のふれあい集う場の提供を行い、地域社会全体で子育てを支援する体制を構築する		○			○	○					こども未来課
生活支援体制 整備事業	高齢者が支援を必要とする状態となっても、安心して住み慣れた場所で在宅生活を継続できるよう、地域単位での生活支援強化に向けて、市民の担い手育成や見守り協力体制の組織化等を行い、地域の互助機能推進について、課題を共有し解決に向けた互助活動につなげていくための協議体を運営と、地域ごとに地域を良く知るコーディネーターを養成配置し、適切な生活支援サービスへのコーディネート機能も担う。 (美唄市社会福祉協議会へ委託)	地域において、見守り体制の構築や生活支援サービスの充実が図られることにより、問題を抱える人の早期発見・早期対応への接点とすることができる。	○					○				地域包括ケア推進課

			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
事業名	事業内容等	「生きるを支える」 視点からの事業の捉え方	ネット ワーク	人材育 成	啓発・周 知	生き る支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮 者	無 職 ・ 失 業 者	新 こ ど も ・ 若 者	担当部署
認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域住民、専門職種等誰もが気兼ねなく集まり、病気への理解や介護等の情報交換の場、社会参加の活動の場及び心を休める場として実施し、市民が住み慣れた地域で安心して過ごせる生活を支援できるよう開設。	介護者及び当人の外出先の創出や地域住民等への病気の理解、早期発見、早期治療の必要性についての理解促進、また、認知症以外の精神疾患の方々や生活不安を抱える方々の居場所の確保により、孤立することなく必要時に必要な情報提供・支援へとつながることができる。	○					○				地域包括ケア推進課
妊産婦健康増進事業	(1)母子健康手帳交付 (2)妊婦一般健康診査 (3)妊婦訪問支援 (4)ペア教室	母子健康手帳交付時や出産前相談の来所時などの機会や妊婦健診の受診状況を通して、本人や家族の体調を把握し、リスクの高い方の早期発見と支援を実施する。また、産後うつスクリーニングアンケートを実施し、必要に応じて関係機関と連携し支援を行い、安心して出産を迎えるようにする。	○		○	○			○	○	○	健康推進課
子育て世代包括支援センター事業	(1)妊産婦の支援に必要な実情の把握 (2)妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導 (3)支援プランの作成 (4)保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整 (5)心身の不調又は育児不安などを解消するための手厚い支援を要する妊産婦等に対する支援について、美咲市要保護児童対策地域協議会の開催を要請 (6)母子保健事業、子育て支援事業の円滑な実施のため、保健医療、福祉、教育と関係機関を構成員とした母子保健事業連絡会議の開催 (7)産後ケア事業の実施	親子や家族に対し、担当保健師が子どもの成長や家族の健康を親身に身近で支え、寄り添うことで信頼関係を築き切れ目なく、顔の見える支援を行う。	○			○	○				○	健康推進課
乳幼児健康増進事業	(1)乳幼児健康診査 (2)乳幼児歯科保健事業 (3)胆道閉鎖症スクリーニング検査 (4)未熟児養育医療 (5)乳児栄養指導 (6)離乳食教室	健診の場面や事後支援を通じ、育児不安や悩みを抱える保護者をより早い段階で把握するとともに、保護者が安心して子育てに向き合えるよう、必要に応じて関係機関と連携を図りながら継続した支援を行う。	○		○	○			○			健康推進課
地域展開型介護予防事業	(1)茶志内やすらぎ会 (2)東明いきいき広場	住み慣れた地域で集まり、健康相談等をする機会があることで、心身の健康状態に対する支援を実施するとともに、必要時関係機関と連携しながら生活機能の維持に結びつける。お世話人との情報共有の中で地域の課題を把握し、リスクの高い高齢者の把握と支援を行う。	○	○	○	○		○				健康推進課
精神保健に関する事業	(1)つばさの会 (2)アルコール依存症等家族交流会	精神疾患を持つ当事者とその家族が月に1回気軽に集まれる場所として活動。仲間と出会い、つながりの中で精神症状が安定し、自立した生活を送れるよう支援を行う。 アルコール等依存症を抱える家族が集い、依存症や関わり方の理解を深め、家族同士の交流から健康を回復することができる。また、家族との関りを通して、当事者の病識や適切な医療受診、相談支援を行う。	○	○	○	○		○	○	○	○	健康推進課
農業振興事業	農業後継者等の育成に必要な調査研修、技術研修、経営能力向上研修に係る費用の一部を農業振興基金を活用し支援する。 新規就農対策の技術習得による営農技術の向上や資格取得による生産組合等の活動の円滑な継続を図る。	研修及び新規就農支援により、営農技術・経営能力が向上し農業経営の不安解消になることから、生きる支援になり得る。				○			○	○		農政課

事業名	事業内容等	「生きるを支える」 視点からの事業の捉え方	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	担当部署
			ネット ワーク	人材育 成	啓発・周 知	生 きる 支 援	児 童 生 徒 S O S	高 齢 者	生 活 困 窮 者	無 職・失 業 者	新 こ と も・若 者	
経営所得安定 対策事業	事業実施主体である地域農業再生協議 会が取りまとめ、国に認定を受けた地域 推進活動計画に基づき行う推進活動や 要件確認等の取組に要する経費を助成 する。 集落ごとに中心となる経営体の決定や 農地の集積など、今後の地域農業のあ り方をまとめた「人・農地 プラン」の更 新作業を行う。	新規農業者の農業経営の意欲喚起につな がり、担い手の確保の一助となることで、農 業経営の不安解消になることから、生きる支 援になり得る。				○			○	○		農政課
(4) 地域づくり等												
市立美唄病院 事業	地域の基幹病院としての役割のほか、 救急医療や訪問診療・訪問看護を行 い、保健・福祉・介護分野の専門職や関 係機関との連携により、疾病予防や医 療サービスの提供を行う。	医療の提供等を行う中で、当事者や家族等 との対面対応の機会を活用し、問題の早期 発見・早期対応への接点になり得る。	○									市立美唄病院
自殺予防に関 する情報提供	・自殺未遂者に対し、自殺予防パンフ レット等を配布。 ・救急出動における自殺(自損行為)の 件数等を情報共有する。	自殺未遂者本人や、その関係者に、自殺予 防や、自殺に関する相談窓口等の情報が掲 載されているパンフレット等を配布し、再発 防止につなげる。 救急出動した中で、自殺(自損行為)の件数 等の情報を関係機関と定期的に共有するこ とにより、自殺者の減少につなげる。			○	○		○	○	○		消防署
健康づくり啓発 事業 東小学校、中 央小学校区世 代間交流事業	(1)実行委員会 (2)世代間交流事業 (3)担当者打ち合わせ (4)その他(主任児童委員児童館訪問、 地域一斉参観日、生活課授業「むかし のあそびを楽しもう」)	子どもの頃から健康づくりに興味・関心を持 てるよう食と運動の観点から働きかけ、心と からだの育ちを応援する。世代間交流事業 を通して、組織間のつながりや信頼関係を 築き、地域のネットワークを強化し、子ども だけでなく、様々な世代が遊びの伝承と食を通 じて交流し、健康づくりへの関心を高めるこ とができるよう働きかける。	○	○	○	○	○	○			○	健康推進課
喫煙受動喫煙 防止対策事業	(1)受動喫煙防止に関する環境整備 (2)健康教育・健康づくり講演会 (3)喫煙防止教育 (4)禁煙治療費助成事業	市民の健康増進を目的とし、受動喫煙の防 止を図る。特に、妊産婦と未成年者を中心 にした取組は健康管理を促す取組となってい るほか、これまで関わりの薄かった企業や 教育、健康に無関心な方への関わりにつな がっている。禁煙支援やサポートは経済的 に困窮している又は社会的に弱い立場にあ る方への支援につながる。	○		○	○			○		○	健康推進課
(地区組織活動 支援) 保健推進員活 動支援事業	(1)周知啓発に関する支援 (2)地区活動に関する支援 (3)研修会に関する支援	市民が健康づくりに取り組めるよう、健診や 健康づくりに関する事項についての周知、勸 奨を実施することで市民の健康づくりが高ま る。また健康課題に応じた研修会の実施な どから、保健推進員自身の健康づくりが高ま る。市民が健康で豊かな生活を送れるよう 身近な市民の立場での相談役となることで、 リスクの早期発見や対応に結び付く可能性 がある。	○	○	○	○		○	○	○	○	健康推進課

事業名	事業内容等	「生きるを支える」 視点からの事業の捉え方	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨									担当部署
			ネット ワーク	人材 育成	啓発・周知	生きる 支援	児童 生徒 S O S	高齢 者	生活 困難 者	無職・失 業者	新こども・若 者	
(地区組織活動 支援) 食生活改善推 進員活動支援 事業	(1)役員会支援 (2)協議会活動支援 (3)おたより等周知・啓発 (4)研修会周知・参加勧奨 (5)保健事業との協働の取り組みや保健 事業への参画	心身の健康の基礎となる生活習慣を、栄養・ 食生活の視点から市民を支える活動を地域 で行う。 活動を通して、閉じこもり傾向にある市民の 外出の機会を促すきっかけをつくっていく。	○	○	○	○	○	○			○	健康推進課
(地区組織活動 支援) 運動推進員活 動支援事業	(1)運動推進員レベルアップのための取 組への支援(検討会・講習会の開催等) (2)市民を対象とした主体的な取組への 支援 (3)協力事業への支援(世代間交流事業 等)	心身の健康づくりにつながる運動に市民が 身近に取り組めるよう、知識や技術、楽しさ を啓発しながら環境づくりをすすめている。 地域の交流や仲間づくりへのきっかけをつ くっていく。	○	○	○	○		○			○	健康推進課

第4章 計画の推進体制

1 推進体制

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域など社会全般に関係しており、総合的な対策のためには、多分野の関係者の連携と協力の下に、効果的な施策を推進していく必要があります。

このため、「美唄市健康づくり推進委員会」及び「美唄市健康づくり庁内推進委員会」において、自殺対策計画の推進と進行管理を行います。

2 進行管理

(1) 「美唄市健康づくり推進委員会」及び「美唄市健康づくり庁内推進委員会」
推進状況の評価や検証を行い、計画推進の責任者である市長へ報告し、進行管理を行うとともに、次期計画の策定や見直し等を行っていきます。

(2) 美唄市自殺対策計画事務局
事務局は、保健福祉部健康推進課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

第5章 資料編

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- 第一章 総則（第一条―第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条―第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条―第二十二條）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条―第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連

携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するた

め、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

美唄市健康づくり推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する美唄市健康増進計画（以下「計画」という。）の策定及び推進等に関し、必要な事項を調査検討するため、美唄市健康づくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の推進及び評価に関する事項
- (3) その他推進委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進委員会は、20名以内の委員で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 各種団体関係者
- (4) 市民公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、保健福祉部健康推進課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する

美唄市健康づくり庁内推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に規定する美唄市健康増進計画(以下「計画」という。)の策定及び推進等に関し、必要な事項を調査検討するため、美唄市健康づくり庁内推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の推進及び評価に関する事項
- (3) その他推進委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は保健福祉部長を、副委員長は健康推進課長を、委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 美唄デザイン課長
- (3) 危機管理対策室長
- (4) 市民課長
- (5) 税務課長
- (6) 地域福祉課長
- (7) こども未来課長
- (8) 地域包括ケア推進課長
- (9) 経済観光課長
- (10) 農政課長
- (11) 学務課長
- (12) 生涯学習課長
- (13) 都市建築住宅課長
- (14) 上下水道課長
- (15) 市立病院事務局管理課長
- (16) 農業委員会事務局長
- (17) 消防署長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 1 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、保健福祉部健康推進課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日庁達第41号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日庁達第30号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月1日庁達第67号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年4月1日庁達第39号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日庁達第34号の12)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

美唄市自殺対策計画

令和 6 年 3 月

発行 美唄市

編集 美唄市保健福祉部健康推進課
〒072-0026 北海道美唄市西 3 条南 3 丁目 6 番 3 号
電話 0126-62-1173
FAX 0126-62-1088
E-mail hoken-c@city.bibai.lg.jp